

## 大学部会及び病院部会の設置について

### 1. 部会設置の考え方

○大学部会及び病院部会を設置。各部会はそれぞれの法人にかかる事項について調査審議を行う。(条例第6条第1項)

＜委員会と部会の役割＞

- ・部会 ⇒業務実績報告の分析、法人からのヒアリング、評価案の作成など、評価や審議にかかる作業を行う。
- ・委員会⇒評価案など、部会の審議結果の報告を受け、これを決定する。

○部会に属する委員及び部会長は、委員長が指名する。(第2・3項)

○部会長は、審議の状況及び結果を委員会に報告する。(第4項)

○部会の組織運営に関する事項は、委員会の議事規程で定める。(第5項)

＜議事規程で定める事項＞

- ・会議の原則公開、傍聴人に対する指示、議事要旨、会議資料の公表
- ・所属する部会以外への出席

○議事規程の定めにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。(第6項) ⇒具体的には今後検討

### 2. 18年度における業務とスケジュール

|                            | 部会   | 委員会                   |
|----------------------------|--|-----------------------|
| 公立大学法人<br>の年度評価            | <7~8月 3回程度開催><br>・業務実績報告書の分析<br>・ヒアリング<br>・評価案の作成 など | <8~9月 1回開催><br>・評価の決定 |
| 府立病院機構<br>の年度評価の<br>考え方の策定 | <10月以降 2回程度開催><br>・年度評価の考え方の作成                       | ・「考え方」の決定             |

## 【参考】

### 大阪府地方独立行政法人評価委員会条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、大阪府地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の組織、運営並びに委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他評価委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第二条 評価委員会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (臨時委員)

第三条 評価委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (委員長)

第四条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第五条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 評価委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (部会)

第六条 評価委員会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

一 公立大学法人大阪府立大学に関する事項 大学部会

二 地方独立行政法人大阪府立病院機構に関する事項 病院  
部会

- 2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を評価委員会に報告する。
- 5 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。
- 6 前条の規定にかかわらず、評価委員会は、その定めるところにより、第一項各号に定める部会の決議をもって評価委員会の決議とすることができる。

(報酬)

- 第七条 委員等の報酬の額は、日額一万七百元とする。
- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
  - 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

- 第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による十一級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額(指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。)により支給する。
- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

- 第九条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、府吏員の例による。

(委任)

- 第十条 この条例に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年条例第十三号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年条例第六号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。